

# 練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画 素案

平成23年3月(2011年3月)

練馬区

## 【目 次】

第1章 計画の位置づけ .....	1
1 1 法的根拠 .....	1
1 2 対象地域 .....	3
1 3 対象とする廃棄物 .....	3
1 4 計画の期間 .....	3
第2章 基本理念と区民・事業者・区の役割 .....	4
2 1 基本理念 .....	4
2 2 区民・事業者・区の役割 .....	5
(1) 区民の役割 .....	5
(2) 事業者の役割 .....	5
(3) 区の役割 .....	6
第3章 計画改定にあたって .....	8
3 1 計画改定の背景 .....	8
(1) 国の動向 .....	8
(2) 東京都の動向 .....	8
(3) 清掃一組の動向 .....	8
3 2 練馬区の現状 .....	9
(1) 人口と世帯数等 .....	9
(2) 住居形態 .....	11
(3) 事業所 .....	11
(4) ごみ量 .....	12
(5) 資源量 .....	13
(6) 発生量 .....	13
(7) ごみ・リサイクル経費の推移 .....	14
3 3 一般廃棄物処理の課題 .....	15
(1) 発生抑制における課題 .....	15
(2) 適正処理における課題 .....	15
(3) 環境負荷の低減に向けた課題 .....	17
(4) 清掃・リサイクル事業の効率化への課題 .....	17
第4章 計画の目標と推進施策 .....	18
4 1 前計画の達成状況 .....	18
4 2 数値目標の設定 .....	19
(1) 指標の定義 .....	19

(2) 目標値の設定.....	19
4 3 一般廃棄物の処理体制.....	21
(1) ごみと資源の流れ.....	21
(2) 資源・ごみの排出方法.....	23
(3) 一般廃棄物処理施設.....	24
(4) 区の清掃・リサイクル施設.....	24
4 4 施策の体系.....	25
第5章 リサイクル推進計画(3R・適性処理計画).....	27
5 1 基本事項.....	27
5 2 施策体系の柱.....	27
5 3 施策体系図.....	27
5 4 取り組み項目.....	27
(1) 重点的取り組み項目.....	30
(2) 継続する取り組み項目.....	33
第6章 一般廃棄物処理の点検、見直し、評価.....	40
6 1 一般廃棄物処理に関する評価.....	40
(1) 年度毎の評価.....	40
(2) 計画改定時の評価.....	40
6 2 環境負荷の低減の評価.....	42
(1) 容器包装プラスチックの分別収集の評価.....	42
(2) ごみ減量の評価.....	43
第7章 生活排水処理.....	44
7 1 生活排水処理の範囲および基本方針.....	44
7 2 生活排水およびし尿の処理.....	45

# 第1章 計画の位置づけ

練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、区の一般廃棄物処理に関する施策の方向を規定するものです。本章では、一廃計画の法的位置づけのほか、一廃計画の枠組みについて記述します。

## 1 1 法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条において、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを規定しています。一廃計画は、廃棄物処理法第6条および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第18条の規定により、区が策定する一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものです。

なお、廃棄物処理法第6条および区の廃棄物処理規則第5条では、記載すべき事項として 一般廃棄物の発生量および処理量の見込み、 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分、 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項、 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項、 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項が規定されています。更に、環境省令第1条の3においては、基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とに分けて策定しなければならないことになっています。

一廃計画は、練馬区基本構想、練馬区長期計画、練馬区環境基本計画の下位計画に位置づけるとともに、国の循環型社会形成推進基本計画に従い、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画と整合させた計画とします。

練馬区リサイクル推進条例に基づき策定しているリサイクル推進計画は、一廃計画の目標達成に向けた行動計画と位置づけています。

そのため、今回から一体として改定します。

一廃計画の課題解決に向けた施策については、第5章リサイクル推進計画の重点的取り組み項目および継続する取り組み項目として選定します。

23区では、処理施設の整備に関する事項『施設整備計画』は、各区が独自に設置するもの以外、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画で定めています。

一廃計画とリサイクル推進計画の相関図は、図1 - 2のとおりです。

図 1 - 1 一廃計画の位置づけ

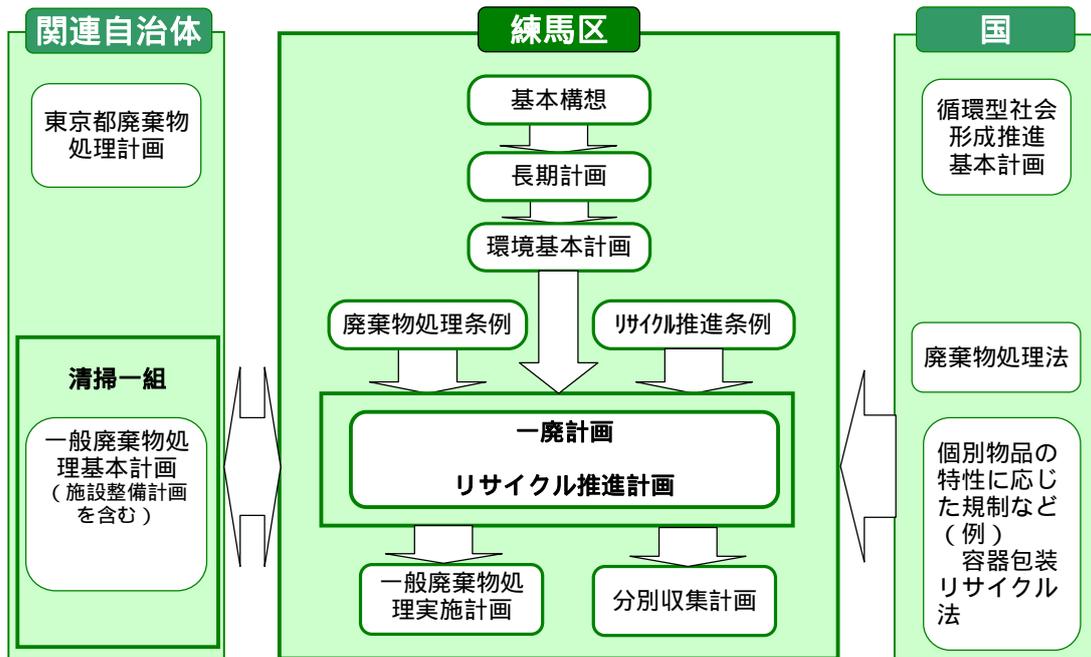
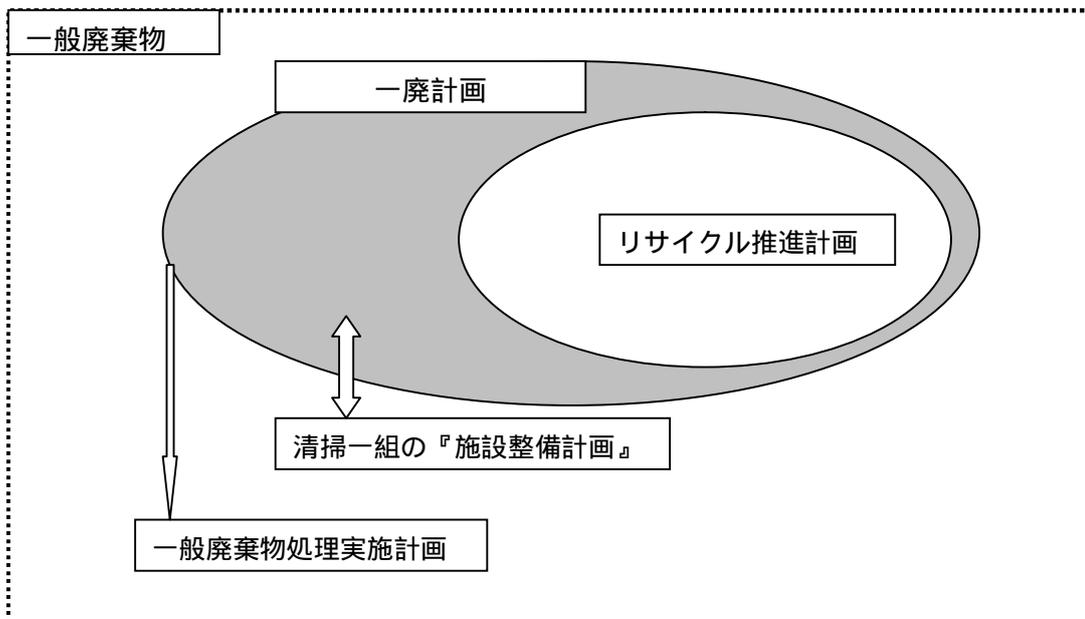


図 1 - 2 一廃計画とリサイクル推進計画の相関図



## 1 2 対象地域

対象とする地域は、練馬区全域とします。

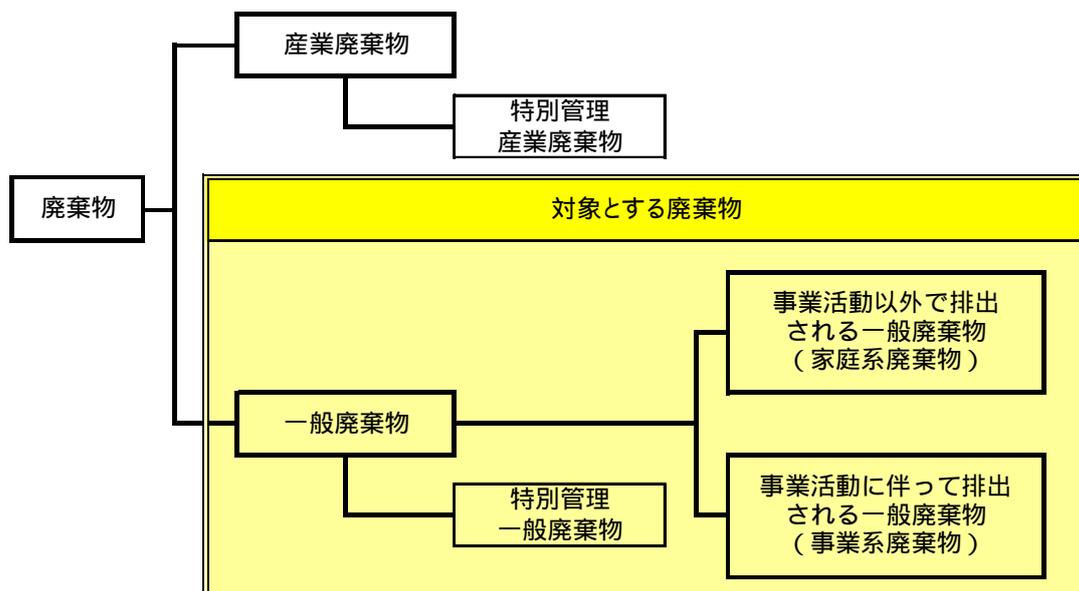
## 1 3 対象とする廃棄物

一廃計画は、区内で発生および処理するすべての一般廃棄物を対象とします。そのため、区が処理する一般廃棄物だけでなく、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や、区以外の者が処理する一般廃棄物についても対象になります。

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のものをいいます。なお、資源物も対象となります。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

図1-3 廃棄物の分類



## 1 4 計画の期間

一廃計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、概ね5年ごとに改定します。なお、諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 基本理念と区民・事業者・区の役割

本章では、基本理念や区民・事業者・区の役割について示します。

### 2 1 基本理念

一般廃棄物処理の基本理念は、練馬区基本構想でめざす10年後の姿『ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬』を清掃・リサイクル分野においてその役割を果たすために、次のとおり設定します。

区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす

循環型社会を実現するうえで、一般廃棄物処理はきわめて重要であり、一般廃棄物処理を通じて、持続可能な社会を形成し、未来につなぐ練馬区をめざします。

また、一般廃棄物処理の大きな目的である公衆衛生の向上と良好な生活環境を維持することは、区の責務であり、その目的を達成するために、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすことにより、生活の場・事業活動の場としての練馬区の価値を高めることとなります。

一般廃棄物処理量の抑制は、区の一般廃棄物処理システムの将来にわたる安定性にも寄与するものであり、一般廃棄物処理にかかる区の財政負担の軽減を図ることができます。

## 2 2 区民・事業者・区の役割

区では、平成12年の清掃事業移管以来、区民・事業者・区が協働して循環型社会の構築に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後は、地球温暖化防止のため低炭素社会や、多様な生物が共存できる自然共生社会の実現も含めた環境問題全体を見据えた循環型社会の構築が必要です。区民・事業者・区は、相互の理解を深め、基本的な役割に基づいて取り組んでいきます。

### (1) 区民の役割

区民は、ごみの適正な排出を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中でごみの発生抑制に努め、再使用を進めるとともに、再生品の利用に取り組みます。また、町会・自治会などの地域団体や市民団体、NPOなども区民の視点に立ち、積極的に関与し循環型社会形成に向けて取り組みます。

#### ライフスタイルの転換

使い捨ての生活を見直し、環境に配慮した製品を選択するようにライフスタイルを転換するとともに、地域での環境活動の担い手として活動します。

#### 発生抑制

ごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみの発生を抑制します。

#### 再使用

不用品交換情報の活用などにより再使用に努めます。

#### リサイクル

集団回収などのリサイクル活動に積極的に参加します。

#### 適正排出

資源・ごみの分別ルールを守り、排出場所の清潔保持に努めます。

### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自己処理責任に基づき処理するために、適切な分別を行い、法令で定められた委託、収集・運搬・処分の基準に則った処理を行うとともに、リサイクル率の向上を積極的に進めます。

また、ごみの発生抑制、適正処理について区の施策に協力します。

一般廃棄物の処理業者は、事業者から排出されたごみを適正に収集・運搬するとともに、区の一般廃棄物の処理に関する施策に協力します。

#### 区民・区との情報交流

発生抑制やリサイクルについて情報・意見を交換し、区民・事業者・区相互の情報交流を進めます。

#### 発生抑制

拡大生産者責任の考え方に基づき、事業活動を進めます。

#### 再使用

事業活動に伴い使用する物品について、再使用に努めます。

#### リサイクル

各種リサイクル法に基づく取り組みを推進します。

#### 適正処理

収集・運搬、処分を一般廃棄物処理業者に委託したごみ処理が、適正に行われたことを確認します。

一般廃棄物処理業者は、廃棄物処理法および廃棄物処理条例に基づき、適正に収集・運搬、処理・処分を行います。

### (3) 区の役割

一般廃棄物のリサイクルや適正な処理を推進するために、区民や事業者とのパートナーシップを図ります。また、他区や東京都とも調整を図りつつ、区における一般廃棄物の統括的な処理責任を負います。

#### 排出事業者としての役割

区内最大級の排出事業者として、ごみを減らす(リデュース)、繰り返し使う(リユース)、再資源化(リサイクル)の3Rと適正処理に率先して取り組みます。

#### 区民・事業者への支援

区民や事業者の3R活動を促進するため、積極的な情報交流や普及啓発に努め、環境教育や環境学習への参加の機会を提供します。

#### リサイクル

区民が参加しやすいリサイクルシステムを整備します。

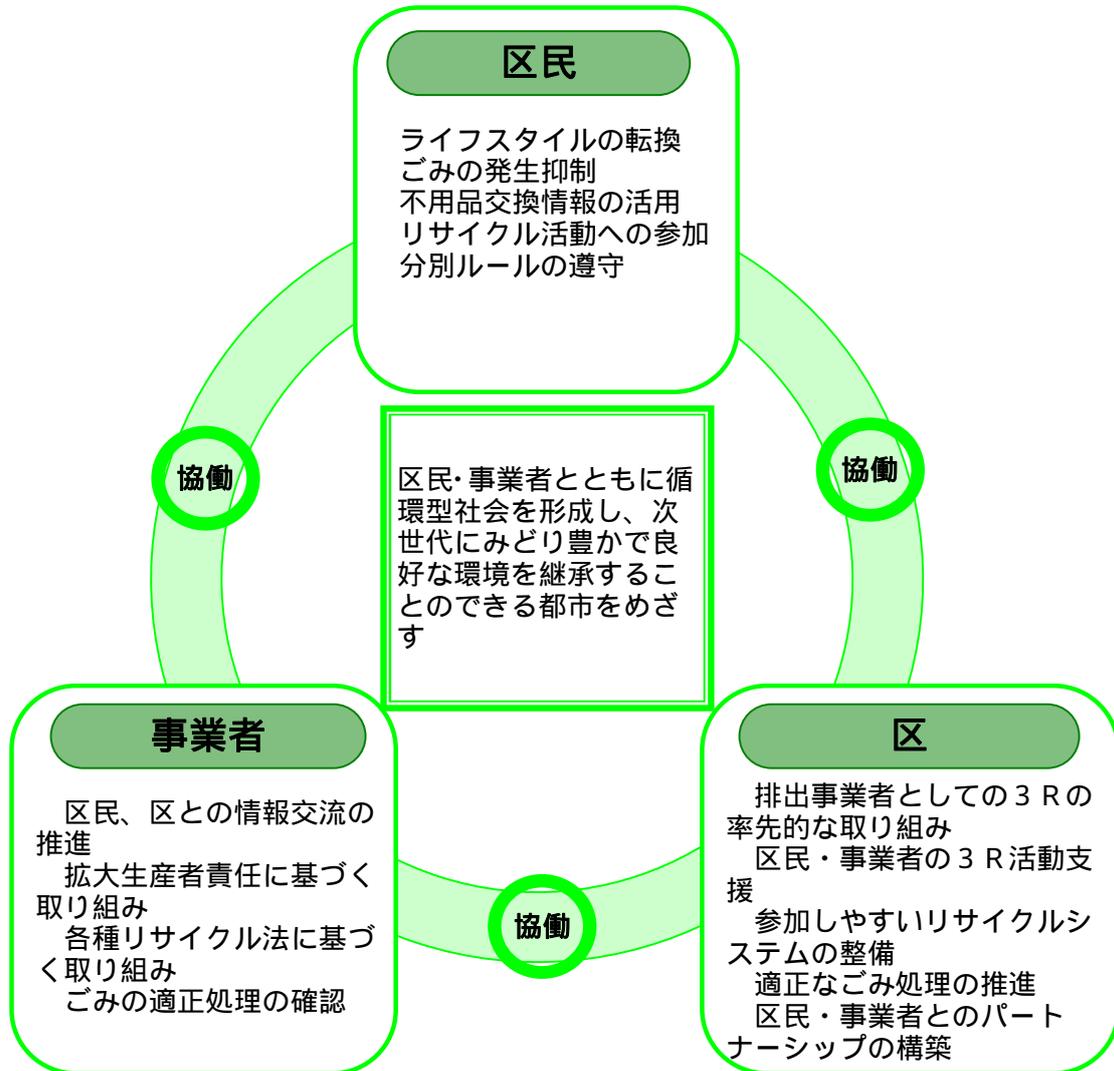
#### 適正処理

公衆衛生の向上と生活環境の保全のために、適正なごみ処理を行うとともに、清掃・リサイクル事業のコストに関する情報を公開します。

#### パートナーシップ

循環型社会を構築するため、区民・事業者とのパートナーシップを図り、コーディネーターとしての役割を果たします。

図 2 - 1 区民・事業者・区の協働のイメージ図



## 第3章 計画改定にあたって

前計画は、平成 18 年度から 32 年度を計画期間として、平成 17 年度に改定しました。その際、概ね 5 年間で見直しを図ることとしました。

### 3 1 計画改定の背景

#### (1) 国の動向

平成 20 年には、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画が改定されました。この計画では、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合を推進することとしています。平成 27 年度に 1 人 1 日あたりの家庭から排出するごみの量を平成 12 年度比で 20%削減するなどの、具体的な目標を示しています。

同じく平成 20 年には、ごみ処理基本計画策定指針が 15 年ぶりに改定されました。新たな指針では、分別収集区分や処理方法などについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとされています。

そのため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うことが必要となります。

#### (2) 東京都の動向

東京都では、都全域を対象とした「東京都廃棄物処理計画」を策定するため、東京都廃棄物審議会で議論が行われています。平成 22 年 11 月には、「東京都廃棄物処理計画の改定について中間のまとめ」を策定し、一般廃棄物に関しては、平成 19 年度を基準として平成 27 年度には最終処分量を約 60%削減することを目標としています。目標を達成するためには、発生抑制、再生利用量の増加、焼却灰の溶融スラグ化等による最終処分量の減量が必要であり、そのための主要施策の体系を示しています。

#### (3) 清掃一組の動向

区のごみの中間処理(焼却処理、破碎処理)は、23区が平成 12 年 4 月に設立した清掃一組が行っています。清掃一組では、平成 22 年度から平成 32 年度までを計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、

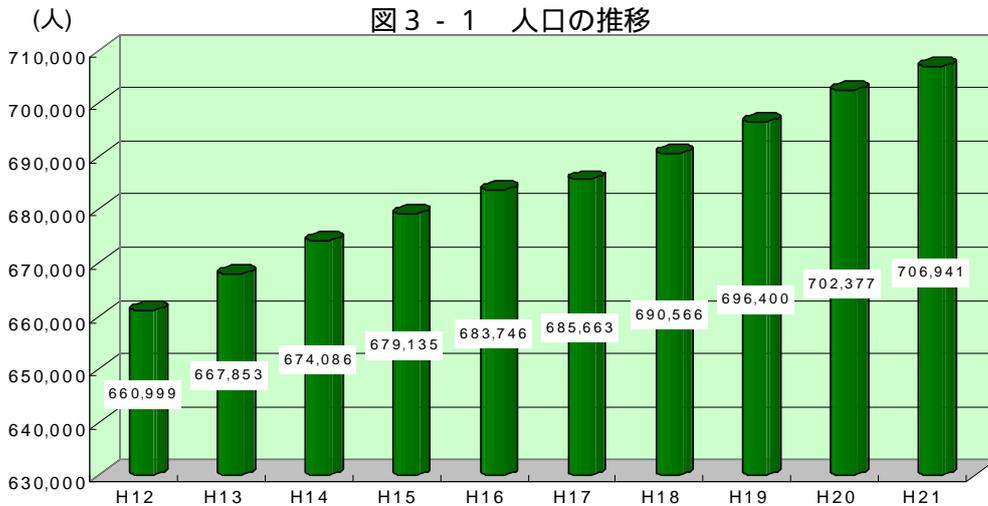
ごみ量は平成 21 年度の 306 万トンから平成 32 年度には 288 万トンになると予測しています。

### 3 2 練馬区の現状

#### (1) 人口と世帯数等

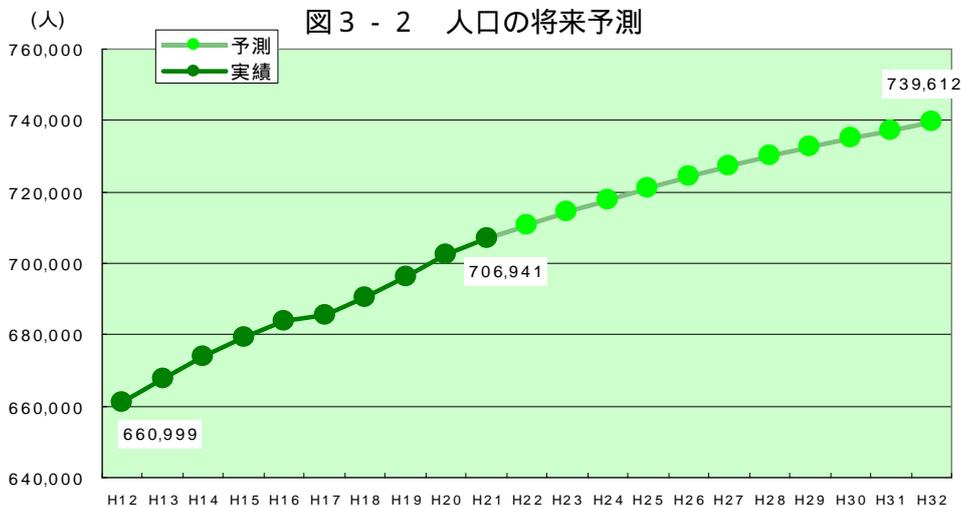
##### 人口

平成 12 年には 660,999 人であった区の人口は、平成 17 年には 685,663 人、平成 21 年には 706,941 人へと増加しています。平成 32 年には 739,612 人に増加することが予測されています。



(各年10月1日現在、外国人含む)

(年) (出典)住民基本台帳、外国人登録



(年)

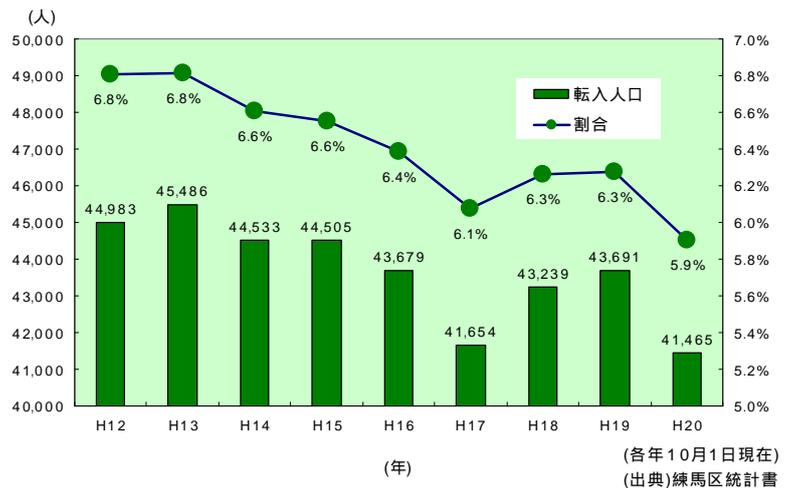
(注)人口予測は本計画の予測

長期計画の推計値をもとに算出

### 転入数

平成20年の区の転入者数は41,465人、転出者数は37,634人で人口の6%程度が入れ替わっていることとなります。

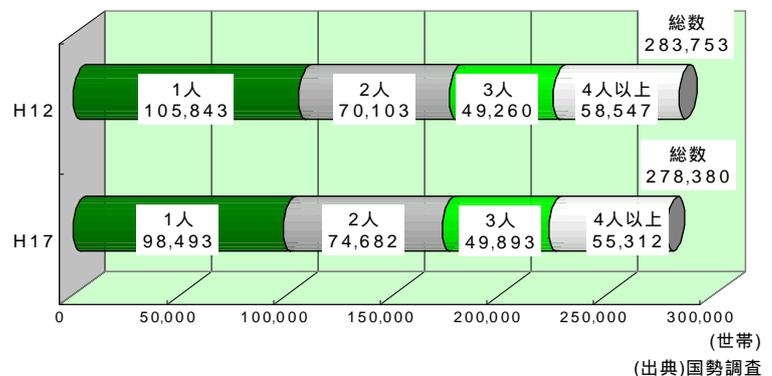
図3-3 転入者数の推移



### 単身世帯

平成17年の国勢調査によると、区の278,380世帯のうち、単身世帯が98,493世帯と約35%を占めています。

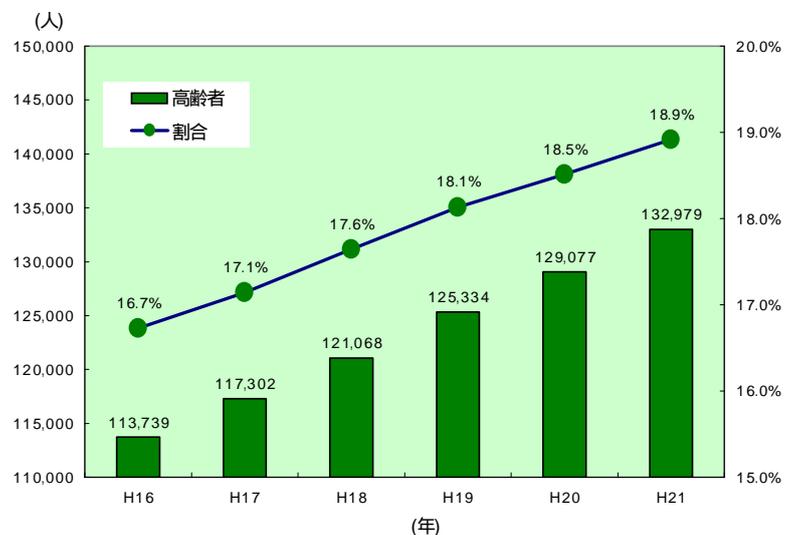
図3-4 家族人数別の世帯割合



### 高齢者(65歳以上)

平成21年の高齢者人口は132,979人、人口に占める高齢者の割合は18.9%と増加しています。

図3-5 高齢者人口と割合の推移



出典：区統計資料

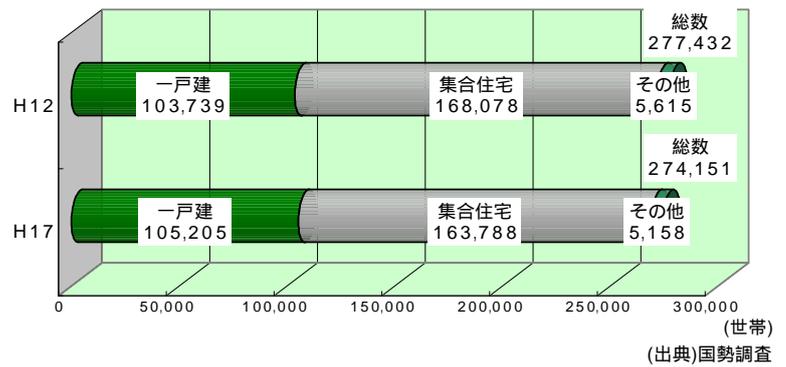
(2) 住居形態

平成 17 年の国勢調査によると、区の 274,151 世帯のうち、集合住宅が 163,788 世帯と約 60% を占めています。

国勢調査の項目ごとの回答の有無により

図 3-4 と総数が合わなくなります。

図 3 - 6 住居形態



(3) 事業所

平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、区内の 21,554 事業所のうち、9 割以上にあたる 20,370 事業所は従業者数 30 人未満の事業所です。

図 3 - 7 従業者規模別事業所割合

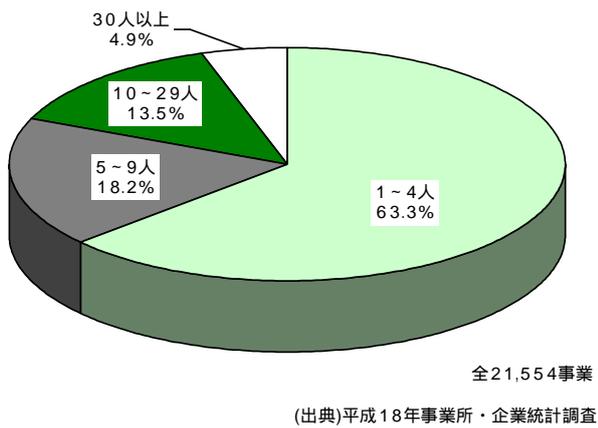
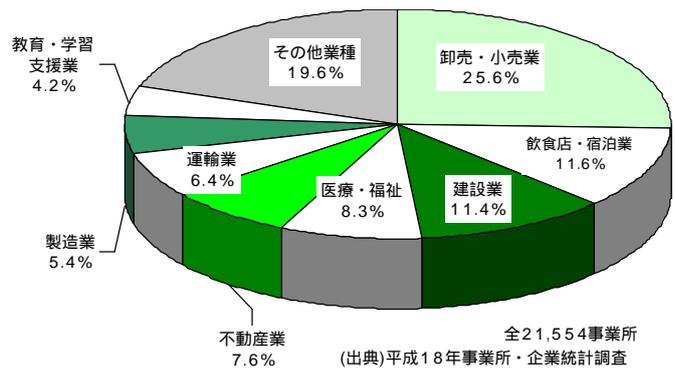


図 3 - 8 業種別事業所別割合



#### (4) ごみ量

収集ごみと持込ごみを合わせた総ごみ量は、平成 12 年度に 192,167t であったものが、平成 17 年度には 185,999t、平成 21 年度には 167,265t へと減少しています。

また、収集ごみ量も平成 12 年度に 176,272 t であったものが、平成 21 年度には 142,182 t と減少しています。

収集ごみは、区が収集または収集を委託した一般廃棄物のことです。

持込ごみは、事業者または収集運搬許可業者が中間処理施設に持ち込む事業系一般廃棄物のことです。

図 3 - 9 総ごみ量の推移

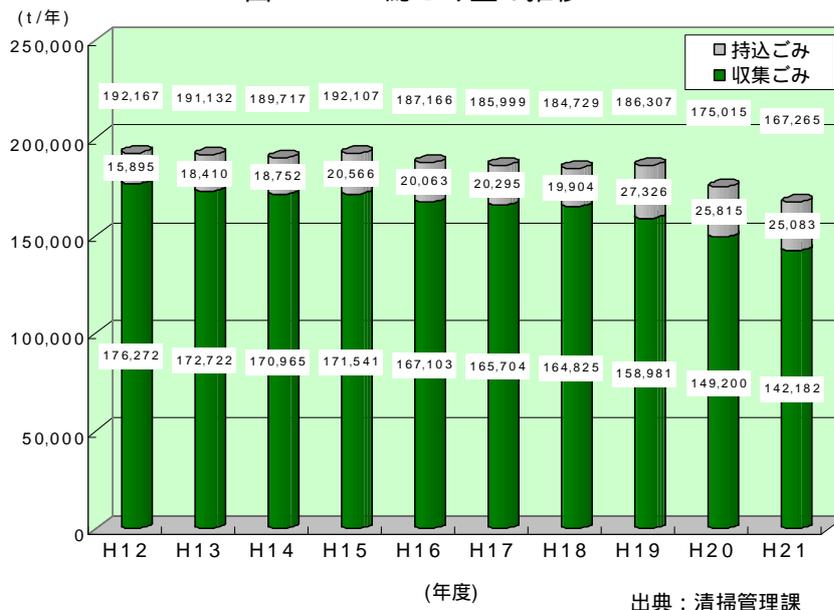
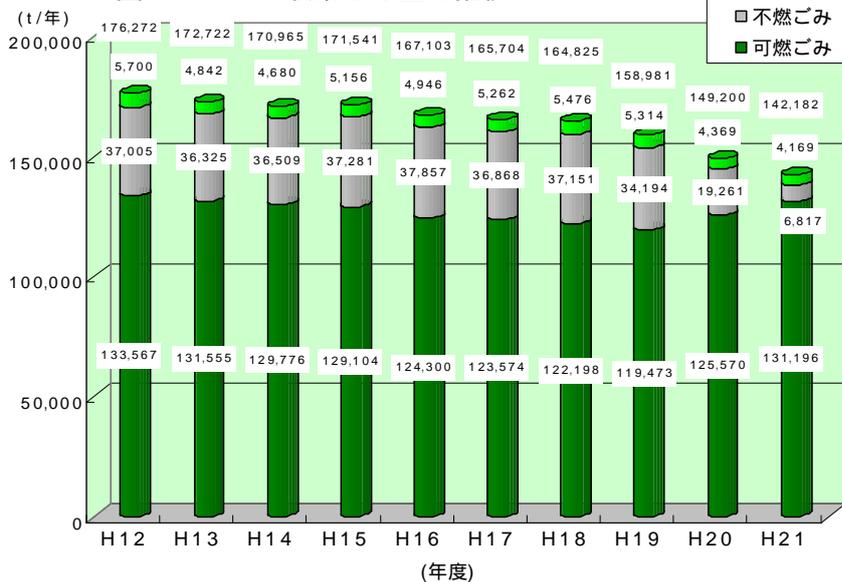
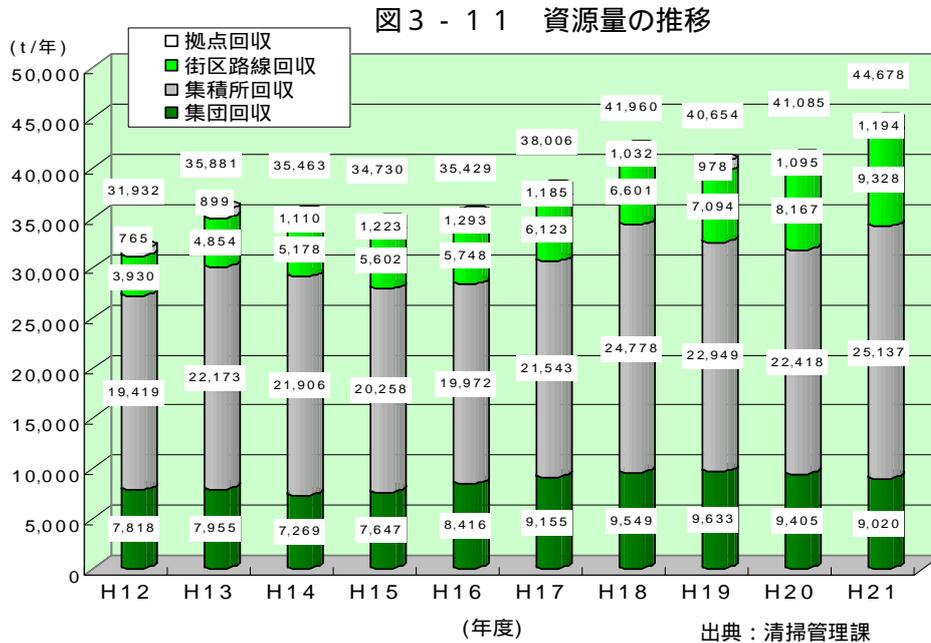


図 3 - 10 収集ごみ量の推移



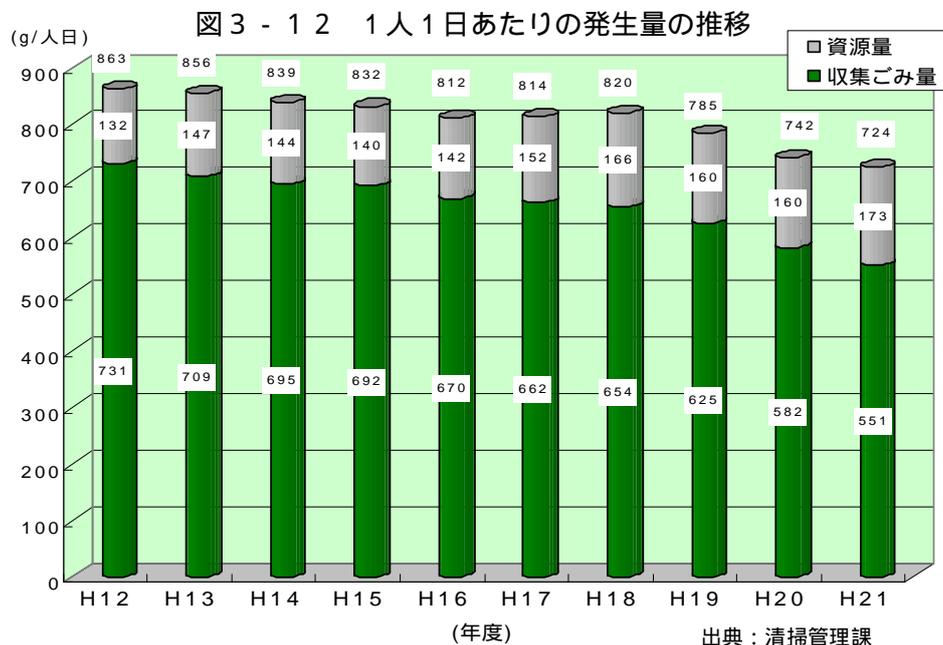
(5) 資源量

平成 12 年度に 31,932t であった区の資源量は、平成 17 年度には 38,006t、平成 21 年度には 44,678t へと増加しています。



(6) 発生量

資源量と収集ごみ量の合計値を発生量とすると、平成 12 年度に 863g/人日であった発生量は、平成 17 年度に 814g/人日、平成 21 年度に 724g/人日へと減少しています。



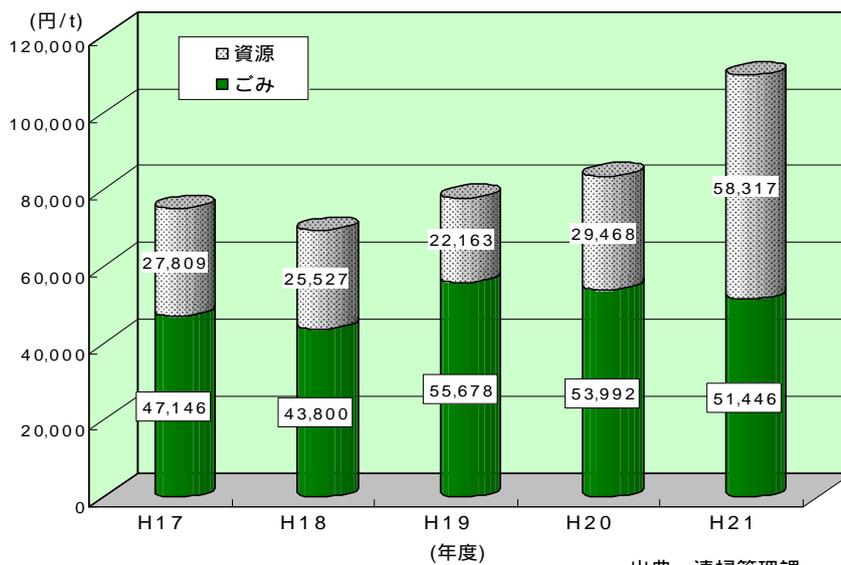
### (7) ごみ・リサイクル経費の推移

資源とごみの1tあたりの処理経費について、ごみは平成21年度に不燃ごみが大幅に減少したこと等により51,446円と前年に比べ2,546円減りました。

資源は、容器包装プラスチックを分別回収したことにより、58,317円と前年に比べ28,849円増えました。

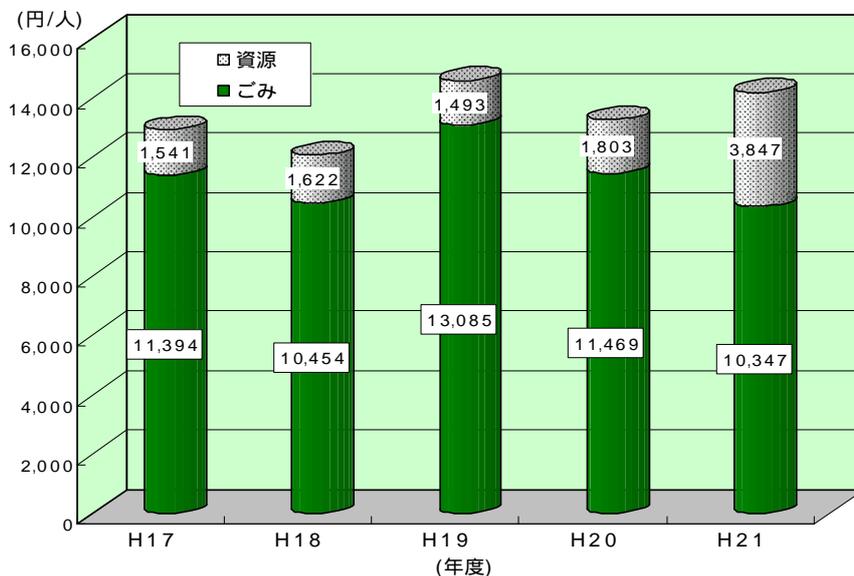
処理経費を区民1人あたりに換算すると平成21年度は、ごみが10,347円、資源が3,847円となっています。

図3 - 13 tあたりの処理経費の推移



出典：清掃管理課

図3 - 14 区民1人あたりの処理経費の推移



(注)人口はその年の10月1日現在

出典：清掃管理課

### 3 3 一般廃棄物処理の課題

#### (1) 発生抑制における課題

##### 発生抑制の推進

区内で回収した資源量と区が収集したごみ量の合計量は平成 12 年度の 863g/人日から平成 21 年度の 724g/人日へと減少しています。このことは発生抑制が進んだことを示しています。循環型社会形成推進基本法でも、発生抑制は最優先の課題となっていることから、今後も、発生抑制を推進するような施策が必要です。

##### 事業者への働きかけ

平成 21 年度の資源・ごみ排出実態調査によると、家庭系可燃ごみには 10.7%、不燃ごみには 20.4%の容器包装が含まれています。区は、販売事業者等に対して、店頭での回収を実施するよう働きかけていくことも必要です。

#### (2) 適正処理における課題

##### 分別協力率の向上

- 1) 平成 21 年度資源・ごみ排出実態調査によると、家庭系可燃ごみの中には 18.5%の資源化可能物と 1.3%の不燃物が、家庭系不燃ごみの中には、23.7%の資源化可能物と 5.7%の可燃物が含まれています。平成 20 年度に実施した分別変更により、特に不燃ごみに含まれる可燃物量は、平成 20 年度に 17.8%であったものが 5.7%と減少し、分別協力率は向上しています。分別は適正処理の基本であることから、今後も分別協力率を高める施策が必要です。
- 2) 1年間で区民の 6%が入れ替わっていることから、転入者に対してごみの分別ルールについて周知する施策が必要です。
- 3) 区内の高齢者の割合が 18.9%であり、今後も増加が見込まれることから資源やごみ出しの補助等、高齢者に配慮した施策が必要です。
- 4) 集合住宅の割合が 60%を占めていることから、集合住宅の特性を活かした普及啓発事業が必要です。

図 3 - 15 家庭系可燃ごみの組成割合

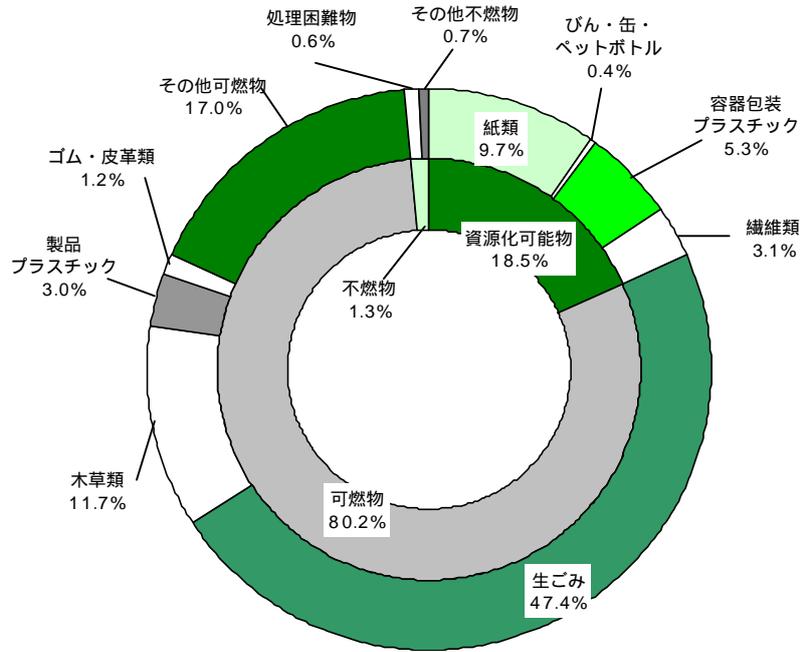


図 3 - 16 家庭系不燃ごみの組成割合

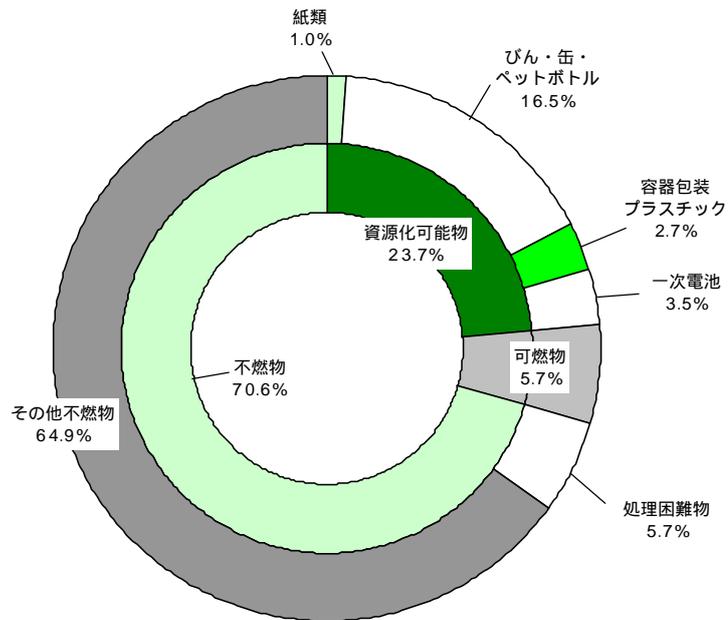
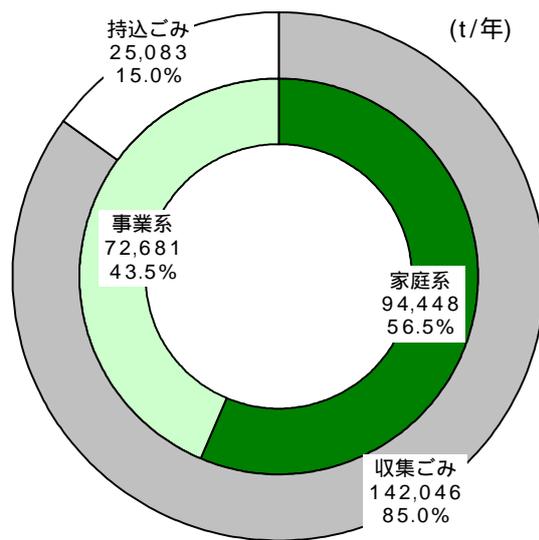


図 3-15、図 3-16 の出典は、平成 21 年度に実施した「資源・ごみの排出実態調査」より

### 事業系ごみの適正処理の促進

平成 21 年度に実施した事業者アンケート等からみると、ごみ量の 43.5% は事業系ごみです。廃棄物処理条例第 9 条では、「事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。事業者から、排出されたごみを適正に処理するために、区と収集運搬許可業者の役割分担を明確化することが必要となります。また、適正処理を促進するために、事業者に対して適切な指導や情報提供が必要です。

図 3 - 1 7 事業系ごみの割合



出典：清掃管理課

### (3) 環境負荷の低減に向けた課題

23区では、平成 20 年度にプラスチック類を可燃ごみとする分別変更を実施しました。当区は、容器包装プラスチックを分別収集し資源化したことにより、温室効果ガスの排出量を抑制したと推測しています。また、その他のプラスチックやゴム・皮革類を可燃ごみとしたことにより、最終処分量は減少しています。ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることも必要です。

### (4) 清掃・リサイクル事業の効率化への課題

平成 17 年 5 月に環境省が改正した『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』では、地方公共団体の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきとされています。こうした方針を踏まえ、当区においても清掃リサイクル事業の実施に際しては、費用対効果を考慮するとともに、経済的インセンティブも働くような施策を進める必要があります。

## 第4章 計画の目標と推進施策

一般廃棄物の発生を抑制することは、環境負荷の少ない循環型社会の実現に不可欠なことです。また、処理残さ等の埋め立てする量を圧縮することは、最終処分場の延命化が図られ、一般廃棄物処理事業の安定性・継続性のためにも必要なことです。

一廃計画においては、一般廃棄物の収集ごみ量、資源量、発生量などの目標を設定します。

### 4 1 前計画の達成状況

前計画では、平成22年度を前期目標年度、平成32年度を後期目標年度として、区民1人1日あたりの収集ごみ量、資源量、発生量について目標値を定めています。平成21年度の実績値は、平成22年度の収集ごみ量の目標値を達成しています。また、発生量については平成32年度の目標値を達成しています。一方、資源量については、平成22年度の目標値を達成していません。

表4 - 1 前計画の目標値の進捗状況

単位(g/人日)

区分	実績値	目標値		達成状況
	平成21年度	平成22年度	平成32年度	
収集ごみ量	551	570以下	470以下	平成22年度目標を19g/人日下回り達成
資源量	173	220以上	300以上	平成22年度目標を47g/人日下回り未達成
発生量	724	790以下	770以下	平成32年度目標を46g/人日下回り達成

(注)収集ごみ量と発生量は目標値を下回ること、資源量は目標値を上回ることが目標です。

## 4 2 数値目標の設定

前計画では、資源量の目標値は達成していませんが、発生量と収集ごみ量については目標値を達成しており、区で循環型社会をめざす取り組みが進んでいることを示しています。

一廃計画の目標値は、循環型社会をめざした目標値として発生抑制を重視することとします。また、資源量の目標はごみに含まれている資源化可能物の量の積み上げで設定することとします。

### (1) 指標の定義

数値目標を評価するための指標を次のように定義します。

- 発生量 = 収集ごみ量 + 資源量
- 収集ごみ量 = 収集可燃ごみ + 収集不燃ごみ + 収集粗大ごみ
- 資源量 = 集団回収量 + 集積所回収量 + 街区路線回収量 + 拠点回収量
- 資源総量 = 資源量 + 中間処理施設での収集ごみ量からの資源回収量
- リサイクル率 = 資源総量 ÷ 発生量

### (2) 目標値の設定

前計画の目標値の達成状況等を踏まえ、平成 32 年度の区民 1 人 1 日あたりの目標値を次のように設定します。

**収集ごみ量は 470g/人日をめざします。**

発生抑制の促進とリサイクルの推進、事業系ごみの自己処理の促進により、収集ごみ量を平成 21 年度の 551g/人日から平成 32 年度には 470g/人日へと約 81g/人日、減量します。

**資源量は 198g/人日をめざします。**

リサイクルの推進により、資源量を平成 21 年度の 173g/人日から平成 32 年度には 198g/人日へと約 25g/人日、増やします。また、資源総量を 181g/人日から 205g/人日に増やします。

**発生量は 668g/人日をめざします。**

発生抑制を促進することにより、発生量を平成 21 年度の 724g/人日から平成 32 年度には 668g/人日へと約 56 g/人日、抑制します。

その他の目標

**リサイクル率は 31%をめざします。**

資源総量を発生量で除したリサイクル率を平成 21 年度の 25%から平成 32 年度には 6 ポイント増の 31%とします。

**持たごみ量は 25,919t をめざします。**

持たごみ量は、排出者自らが適正に処理することを促進しているために、増加が見込まれますが、ほぼ横這いの 25,919t とします。

**可燃ごみ中の資源化可能物等の割合は 15%以下をめざします。**

平成 21 年度の資源・ごみの排出実態調査では、可燃ごみ中に資源化可能物が 18.5%、不燃物が 1.3%、合計 19.8%含まれていました。  
この割合を平成 32 年度には、15%以下とします。

表 4 - 2 一廃計画の目標値

	指標	式	平成21年度	方向	平成32年度	平成21年度比
区民1人 1日あたり (g/人日)	収集ごみ量	A	551		470	-15%
	資源量	B	173		198	15%
	発生量	C=A+B	724		668	-8%
	中間処理施設での資源回収量	D	8	-	7	-13%
	総資源量	E=C+D	181	-	205	13%
リサイクル率	F=E/C	25%		31%	+6ポイント	
持たごみ量(t/年)	G	25,083	-	25,919	3%	

(注)端数処理のため各項目の合算値と合計値が合わないことがあります。

(注)人口は、各年10月1日現在

平成 32 年度の年量は、目標値 × 365 日 × 人口の将来予測 (739,612 人) で求めます。

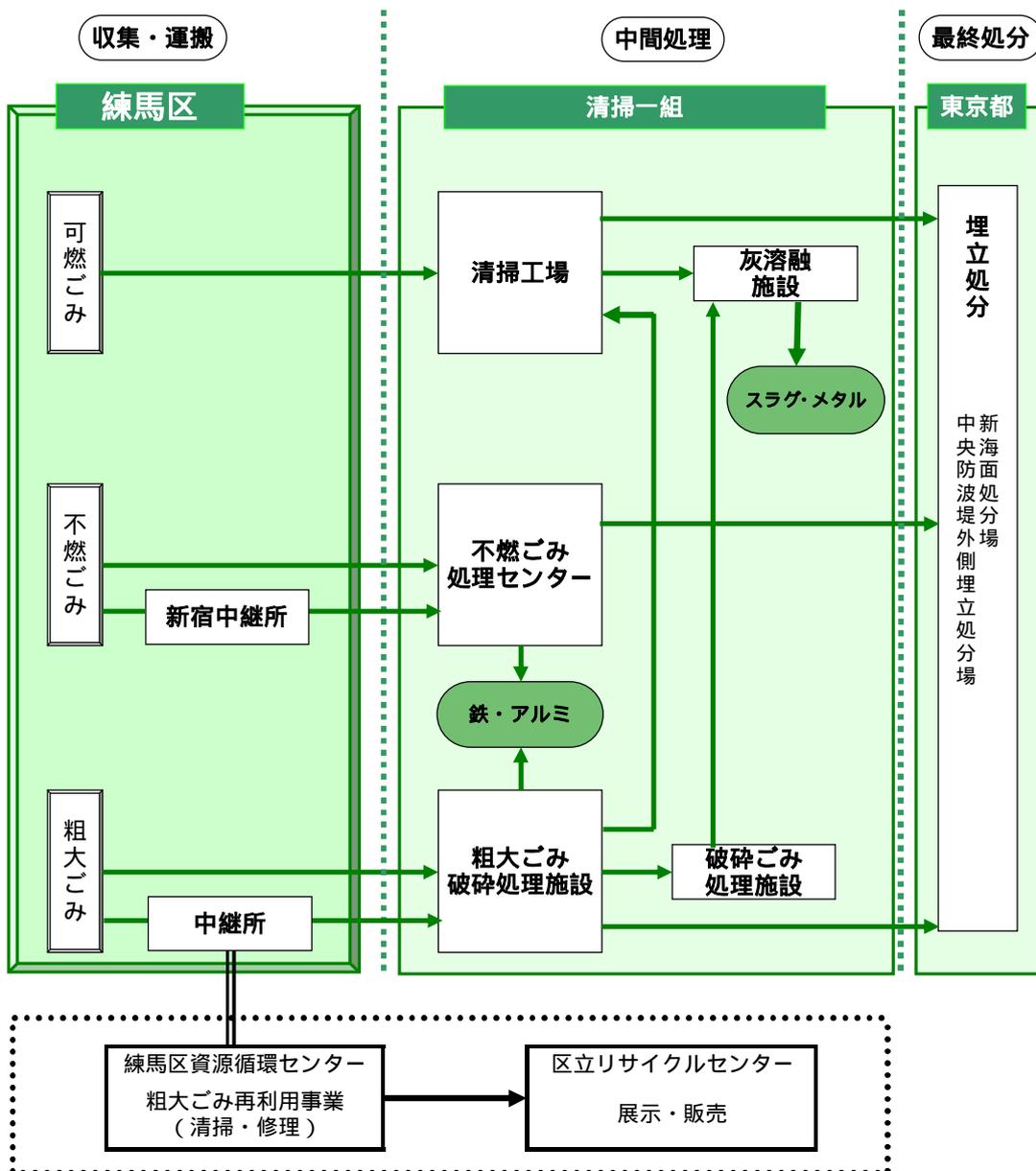
## 4 3 一般廃棄物の処理体制

### (1) ごみと資源の流れ

#### ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れを図4-1に示します。

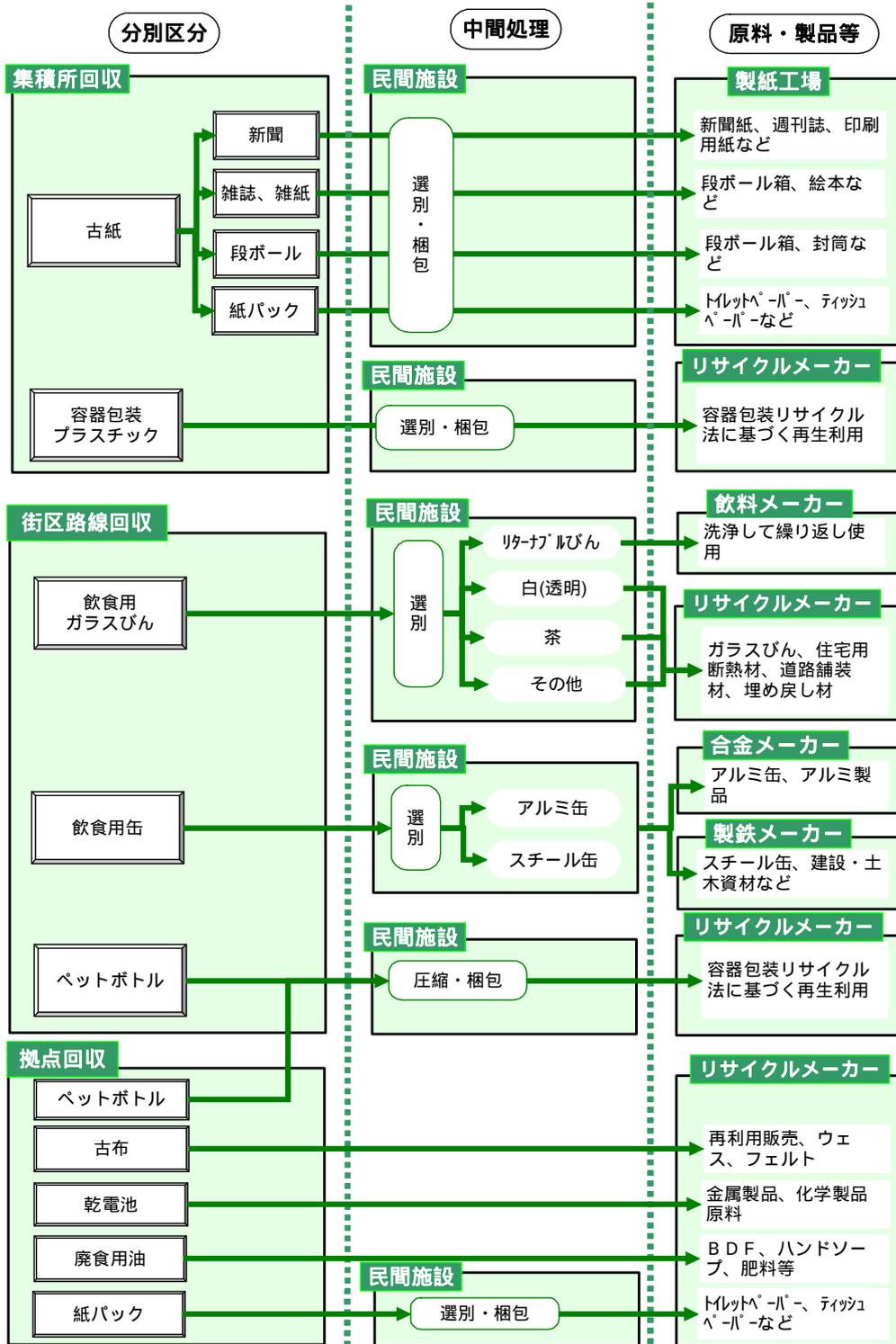
図4-1 ごみの流れ



## 資源の流れ

資源の流れを図4-2に示します。

図4-2 資源の流れ



(2) 資源・ごみの排出方法

区が収集・運搬する資源・ごみの排出方法を表4-3に示します。

なお、小規模事業者等の排出する産業廃棄物についても、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で収集・運搬を行います。

表4-3 区が収集する資源・ごみの排出方法

分別区分	品目等	排出方法(原則)	備考
可燃ごみ	紙くず、木くず、厨芥等の可燃物(資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。)	集積所ごとに決められた日時に、ごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、内容物が識別できる程度の透明度を有する袋で排出する。	
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの不燃物(資源回収の対象・粗大ごみに相当するものを除く。)	集積所ごとに決められた日時に、ごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、内容物が識別できる程度の透明度を有する袋で排出する。	
粗大ごみ	家庭から排出される一辺がおおむね30cmを超える大型ごみ、建具、家具、自転車など(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータを除く。)	粗大ごみ受付センターに申し込む。申し込み時に指定された日の決められた時間に、玄関前等に排出する。 平成22年11月から、資源循環センターに持ち込みを行う方法の選択が可能である。	粗大ごみのうち、再利用・再利用できる物については、簡易な修理・清掃を行い、区民に提供する。
資源	古紙	新聞・雑誌、ダンボールの種類別に紐で縛って集積所ごとに決められた日時に排出する。	
	びん・缶	びんはふたを除き軽くすすぐ。缶も軽くすすぐ。びん・缶は、あらかじめ定められた場所に、決められた日時に区が用意するかごへ入れる。 びんは、赤色のかご、缶は緑色のかごに入れる。	
	紙パック	切り開いてからすすぐ、紐で縛って集積所ごとに決められた日時に排出するか、または、区立施設や販売事業者の拠点に置かれた回収容器に入れる。	集積所での回収を平成23年4月から実施する予定である。
	古布	洗うなどしてきれいな状態で、内容物が識別できる程度の透明度を有する袋に入れ、決められた日時に、あらかじめ定められた区立施設に持っていく。	
	乾電池	区立施設や販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。	
	ペットボトル	ふたとラベルを除いてからすすぐ、販売事業者の拠点に置かれた回収容器へ入れる。 あらかじめ定められた場所に、決められた日時に区が用意する青色のネット状の袋に入れる。	
	容器包装プラスチック	食品残さ等の汚れを落とし、軽くすすぐごみ容器に入れて排出する。容器の持ち出しや回収が困難な場合には、内容物が識別できる程度の透明度を有する袋で排出する。	
	廃食用油	使用済みのは、ペットボトルに入れて排出する。未開封のものは、未開封の容器のまま排出する。 排出は、決められた日時に、あらかじめ定められた区立施設に持っていく。	

### (3) 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、区による収集・運搬、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬、もしくは排出者自身による運搬によって、一般廃棄物処理施設に持込み、適正に処理します。

#### 清掃一組の中間処理施設

区が収集した可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみは、清掃一組が運営する清掃工場、不燃ごみ処理センターおよび粗大ごみ破碎処理施設において処理します。一般廃棄物の中間処理施設の整備は、23区共同で取り組むために、清掃一組が行います。なお、区内には練馬清掃工場、光が丘清掃工場があります。

#### 最終処分場

清掃一組の清掃工場等で処理した後の残さは、東京都が設置、運営する中央防波堤外側埋立処分場および新海面埋立処分場において埋立処分します。

#### 民間の処理施設

区内で排出される一般廃棄物のうち、区の収集によらないものについては、清掃一組の処理施設のほかに、各市区町村の許可を受けた民間の一般廃棄物処理施設を利用することができます。

区が収集した資源は、民間の再資源化施設で再生します。

### (4) 区の清掃・リサイクル施設

#### 清掃事務所および事業所

練馬清掃事務所、石神井清掃事務所、谷原清掃事業所があります。

#### リサイクルセンター

関町リサイクルセンター、春日町リサイクルセンター、豊玉リサイクルセンターがあります。

今後、長期計画でも示されているように、4か所目のリサイクルセンターを整備し、4館のネットワーク化や練馬区資源循環センターとも連携した『リサイクルの輪』を構築します。

#### 練馬区資源循環センター

粗大ごみや資源の持込機能、粗大ごみの中継機能を有している施設です。施設の管理は、桜台事業所と併せて、練馬区都市整備公社に委託しています。

#### ストックヤード

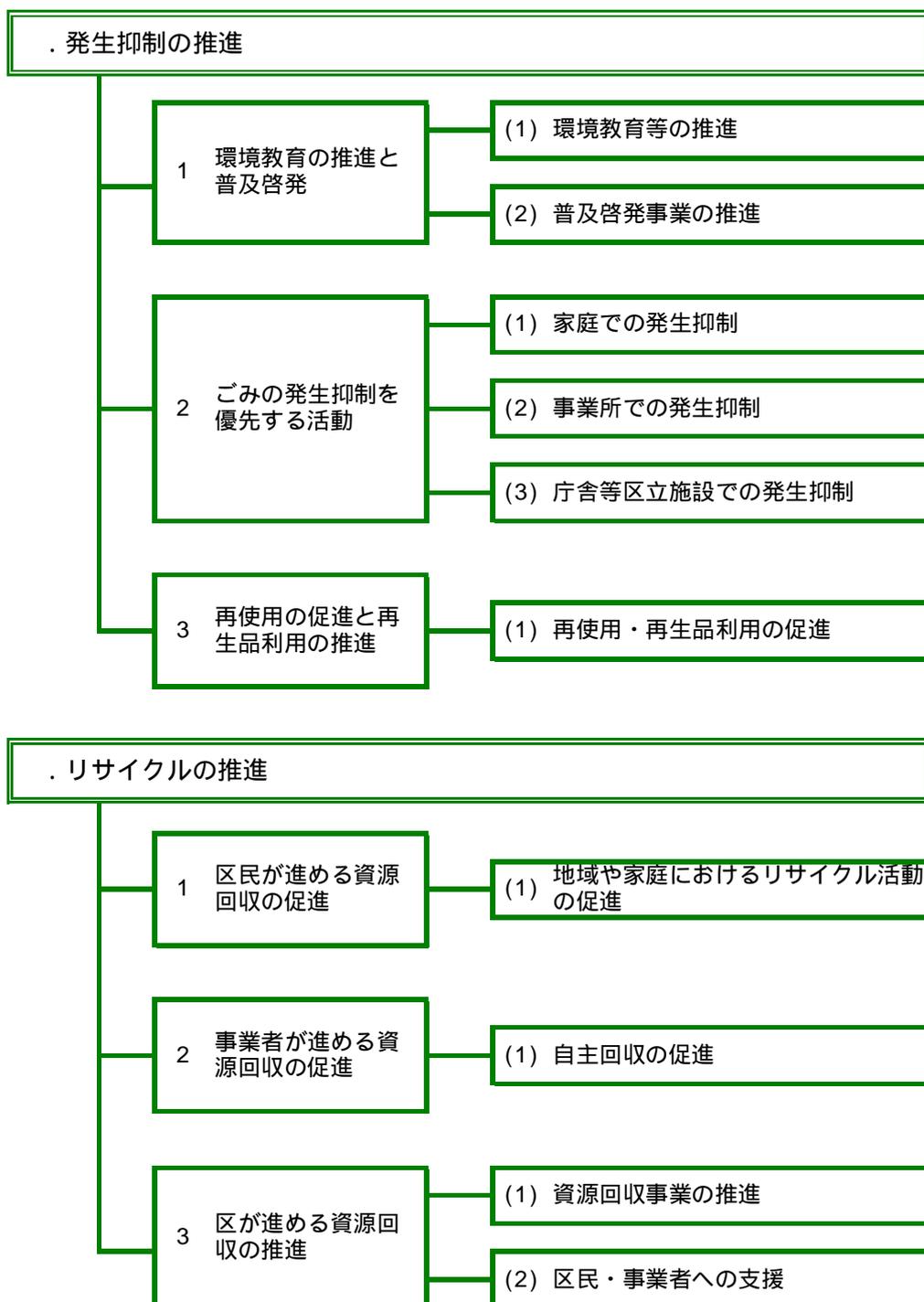
田柄第1・2ストックヤードがあります。

## 4 4 施策の体系

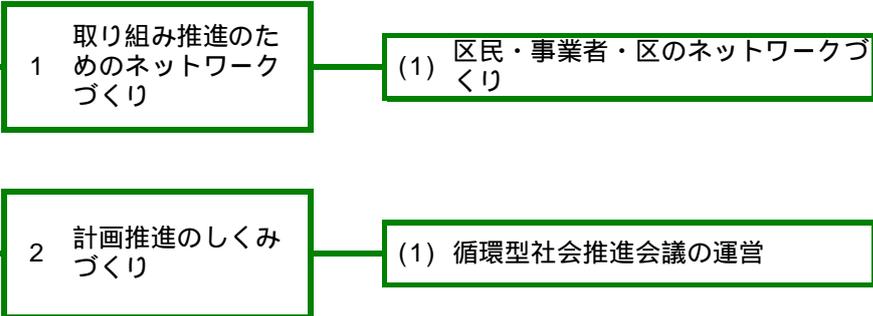
一般廃棄物処理の数値目標を実現するために、一廃計画においては、基本的な施策の体系は、図4-3のとおりです。

体系に基づく具体的な事業内容については、第5章で記述することとします。

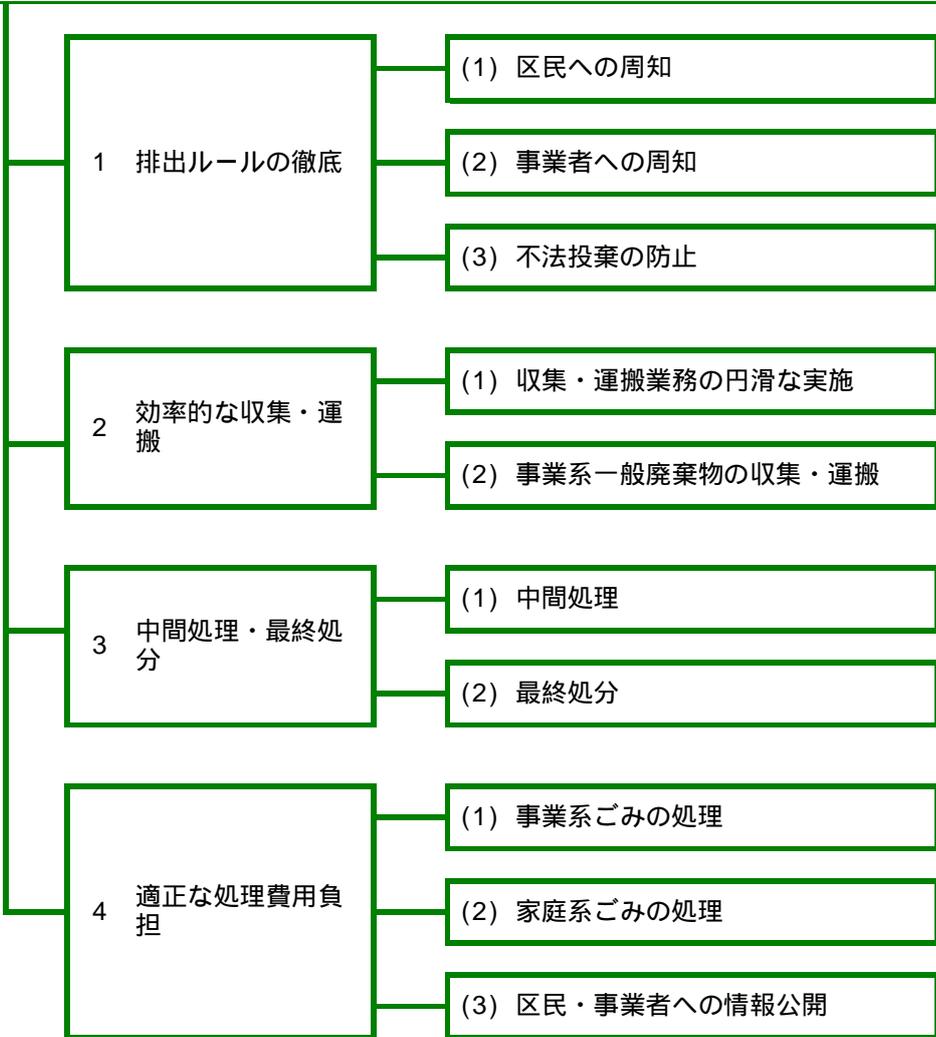
図4-3 施策の体系



・ 参画と協働体制の推進



・ 適正処理の推進



## 第5章 リサイクル推進計画(3R・適性処理計画)

本章の「リサイクル推進計画」は、練馬区リサイクル推進条例第20条に規定されている計画です。

### 5 1 基本事項

リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければなりません。

この目的を達成するために、つぎに掲げる事項の順に仕組みづくりを進めるものとします。

- (1) 廃棄物の発生抑制を図ること。
- (2) 再使用を再生利用に優先すること。
- (3) 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。
- (4) 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

### 5 2 施策体系の柱

各項目における施策の基本的な方向は、一廃計画の基本的な施策の体系と同一とします。

- ・発生抑制の推進
- ・リサイクルの推進
- ・参画と協働体制の推進
- ・適正処理の推進

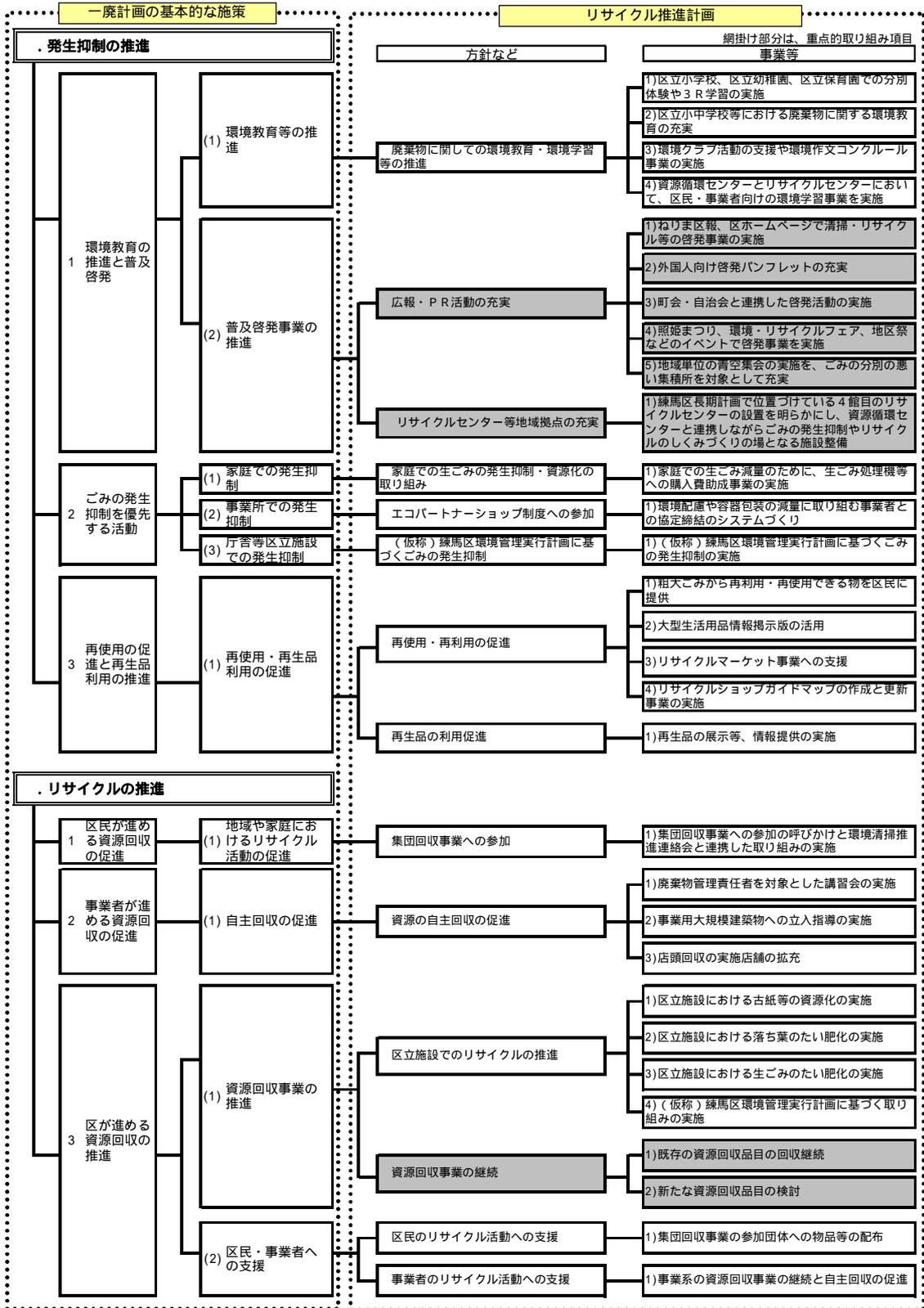
### 5 3 施策体系図

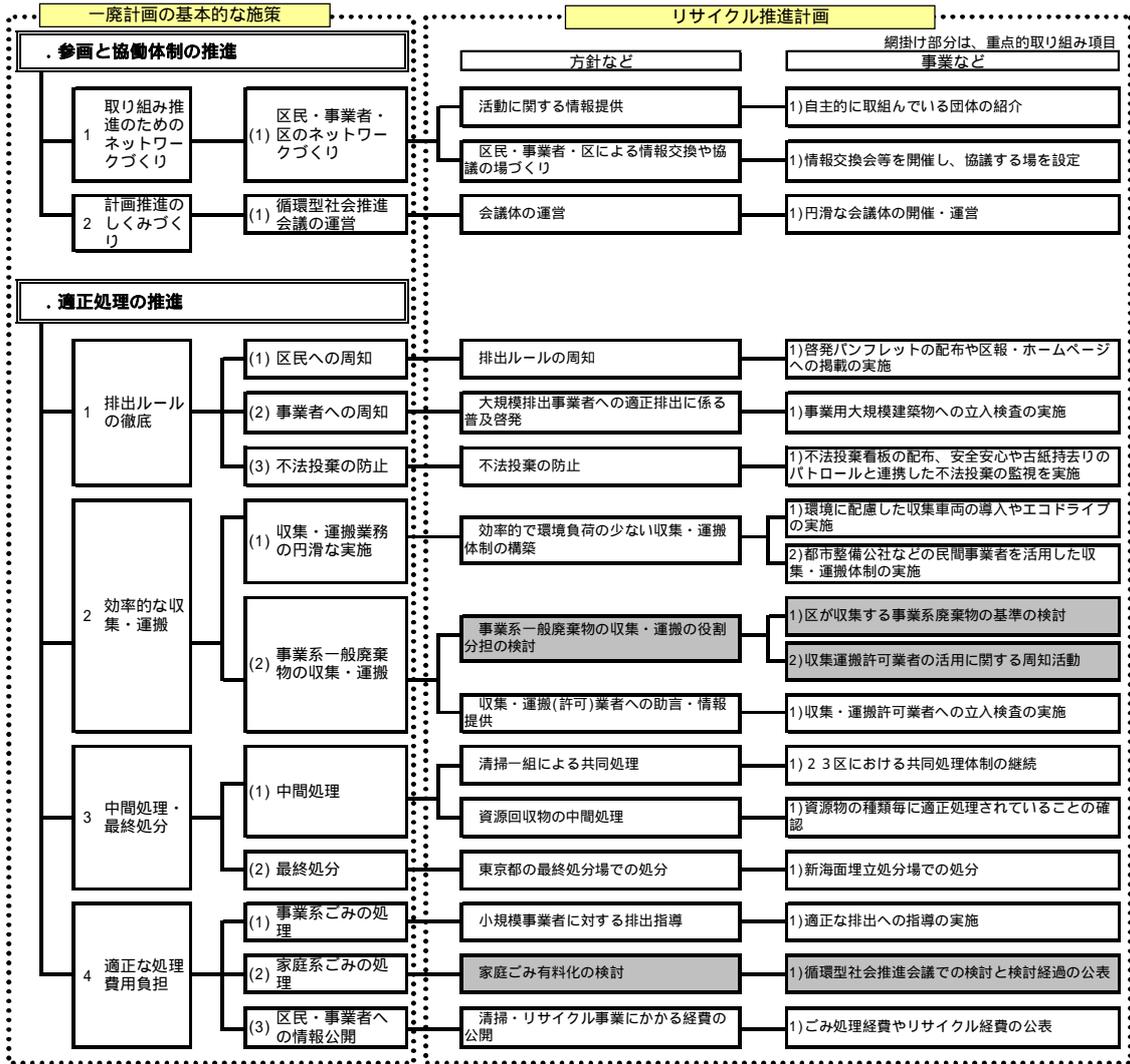
上記の4つの柱に基づき、具体的な事業内容の体系図を図5-1で示します。

### 5 4 取り組み項目

一廃計画の課題解決をめざした「重点的取り組み項目」と前リサイクル推進計画からの具体的な取り組みを引き続き行う「継続する取り組み項目」とに分けて示します。

図5-1 施策の体系





(1) 重点的取り組み項目

項目 1

柱	発生抑制の推進
方針	1 環境教育の推進と普及啓発
	(2) 普及啓発事業の推進
	広報・PR活動の充実
目標	区民1人1日あたりのごみ量が目標年次に目標値を達成している。
取り組み内容	
1) ねりま区報、区ホームページで清掃・リサイクル等の啓発事業を実施する。	
2) 外国人向け啓発パンフレットを充実させる。	
3) 町会・自治会と連携した啓発活動を実施する。	
4) 照姫まつり、環境・リサイクルフェア、地区祭などのイベントで啓発事業を実施する。	
5) 地域単位の青空集会の実施を、ごみの分別の悪い集積所を対象として充実させる。	
評価方法	上記5つの個別施策の実績を踏まえ、区民1人1日あたりのごみ量の減量度合い、可燃ごみ中の資源化可能物の混入率度合いにより評価する。

項目 2

柱	発生抑制の推進
方針	1 環境教育の推進と普及啓発
	(2) 普及啓発事業の推進
	リサイクルセンター等地域拠点の充実
目標	4館目となるリサイクルセンターを設置し、資源循環センターと連携した事業等を展開する。また、4館の運営方針等により円滑な事業運営がなされている。
取り組み内容	
1) 練馬区長期計画(H22～H26)で位置づけている4館目となるリサイクルセンターの設置を具体的に明らかにし、4館のネットワーク化を構築するとともに、練馬区資源循環センターとも連携しながらごみの発生抑制やリサイクルのしくみづくりの場となる施設整備をする。	
評価方法	4館目の施設の整備に関する進捗状況や運営方針等の策定状況を踏まえて評価する。

項目 3

柱	リサイクルの推進
方針	3 区が進める資源回収の推進
	(1) 資源回収事業の推進
	資源回収事業の継続
目標	既存の資源回収事業において環境負荷を低減する取り組みを進めるとともに、ごみの減量につながる新たな資源を回収する。
取り組み内容	
1) 既存の資源回収品目の回収を継続する。	
2) 新たな資源回収品目の検討を進める。	
評価方法	上記2つの個別施策の実績を踏まえ、収集・運搬における環境負荷の低減の状況により評価する。

項目 4

柱	適正処理の推進
方針	2 効率的な収集・運搬
	(2) 事業系一般廃棄物の収集・運搬
	事業系一般廃棄物の収集・運搬の役割分担の検討
目標	ごみの排出事業者が、自らまたは収集・運搬許可業者への委託化を進め、区が収集する事業系一般廃棄物が減少している。また、区の収集システムを利用する事業者は、適正な排出がなされている。
取り組み内容	
1) 区が収集する事業系廃棄物の基準の検討を進める。	
2) 収集運搬許可業者の活用に関する周知活動を進める。	
評価方法	上記2つの施策の実績を踏まえ評価する。

項目 5

柱	適正処理の推進
方針	4 適正な処理費用負担
	(2) 家庭系ごみの処理
	家庭ごみ有料化の検討
目標	区民1人1日あたりのごみ量が目標年次に目標値を達成している。
取り組み内容	
1) 循環型社会推進会議での検討と検討経過を公表する。	
評価方法	循環型社会推進会議の議論の検討状況、公表の状況を踏まえ評価する。

(2) 継続する取り組み項目

発生抑制の推進

方針	1 環境教育の推進と普及啓発	
	(1) 環境教育等の推進	
	廃棄物に関する環境教育・環境学習等の推進	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) 区立小学校、区立幼稚園、区立保育園での分別体験や3R学習を実施する。		実施した学校等の数や児童・園児の感想などにより評価を行う。
2) 区立小中学校等における廃棄物に関する環境教育の充実を図る。		環境教育の実施状況などにより評価を行う。
3) 環境クラブ活動の支援や環境作文コンクール事業を実施する。		クラブ活動への支援実績や作文コンクール事業実施の有無により評価する。
4) 練馬区資源循環センターとリサイクルセンターにおいて、区民・事業者向けの環境学習事業を実施する。		区民・事業者向け講座の実績により評価する。

方針	2 ごみの発生抑制を優先する活動	
	(1) 家庭での発生抑制	
	家庭での生ごみの発生抑制・資源化の取り組み	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) 家庭での生ごみ減量のために、生ごみ処理機等への購入費助成事業を実施する。		助成実績や推計減量により評価する。

方針	2 ごみの発生抑制を優先する活動	
	(2) 事業所での発生抑制	
	エコパートナーシップ制度への参加	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) 環境配慮や容器包装の減量に取り組む事業者との協定締結のシステムづくりを行う。		協定に基づく取り組み実績により評価する。

### 発生抑制の推進

方針	2 ごみの発生抑制を優先する活動	
	(3) 庁舎等区立施設での発生抑制	
	(仮称)練馬区環境管理実行計画に基づく発生抑制	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) (仮称)練馬区環境管理実行計画に基づくごみの発生抑制を実施する。		ごみの排出量などにより評価する。

方針	3 再使用の促進と再生品利用の推進	
	(1) 再使用・再生品利用の促進	
	再使用・再利用の促進	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) 粗大ごみから再利用・再使用できる物を区民に提供する。		粗大ごみからの再利用品数などにより評価する。
2) 大型生活用品リサイクル情報掲示版の活用を図る。		掲示件数、成立件数などにより評価する。
3) リサイクルマーケット事業へ支援を行う。		主催者の育成や事業実施回数などにより評価する。
4) リサイクルショップガイドマップの作成および更新事業を行う。		マップの作成、更新などにより評価する。

方針	3 再使用の促進と再生品利用の推進	
	(1) 再使用・再生品利用の促進	
	再生品の利用促進	
取り組み内容(目標)		評価方法
1) 再生品の展示等、情報提供を実施する。		再生品の展示などにより評価する。

## リサイクルの推進

方針	1 区民が進める資源回収の促進	
	(1) 地域や家庭におけるリサイクル活動の促進	
	集団回収事業への参加	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 集団回収事業への参加の呼びかけと環境清掃推進連絡会と連携した取り組みを実施する。		集団回収参加団体数により評価する。

方針	2 事業者が進める資源回収の促進	
	(1) 自主回収の促進	
	資源の自主回収の促進	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 廃棄物管理責任者を対象とした講習会を実施する。		講習会の実績により評価する。
2) 事業用大規模建築物への立入指導を実施する。		立入指導の実績による評価する。
3) 店頭回収の実施店舗の拡充を進める。		各店舗への働きかけや支援などにより評価する。

方針	3 区が進める資源回収の推進	
	(1) 資源回収事業の推進	
	区立施設でのリサイクルの推進	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 区立施設における古紙等の資源化を実施する。		回収実績により評価する。
2) 区立施設における落ち葉のたい肥化を実施する。		落ち葉のたい肥化の実績により評価する。
3) 区立施設における生ごみのたい肥化を実施する。		生ごみのたい肥化の実績により評価する。
4) （仮称）練馬区環境管理実行計画に基づく取り組みを実施する。		取り組みの報告により評価する。

### リサイクルの推進

方針	3 区が進める資源回収の推進	
	(2) 区民・事業者への支援	
	区民のリサイクル活動への支援	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 集団回収事業の参加団体への物品等を配布する。		物品等の活用状況等により評価する。

方針	3 区が進める資源回収の推進	
	(2) 区民・事業者への支援	
	事業者のリサイクル活動への支援	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 事業系の資源回収事業の継続と自主回収を促進する。		事業系の資源回収や自主回収への取り組みなどにより評価する。

### 参画と協働体制の推進

方針	1 取り組み推進のためのネットワークづくり	
	(1) 区民・事業者・区のネットワークづくり	
	活動に関する情報提供	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 自主的に取組んでいる団体を紹介する。		団体の把握状況、検討状況により評価する。

方針	1 取り組み推進のためのネットワークづくり	
	(1) 区民・事業者・区のネットワークづくり	
	区民・事業者・区による情報交換や協議の場づくり	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 情報交換会等を開催し、協議する場を設定する。		情報交換会等の開催状況と協議結果などにより評価する。

参画と協働体制の推進

方針	2 計画推進のしくみづくり	
	(1) 循環型社会推進会議の運営	
	会議体の運営	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 円滑な会議体の開催・運営を行う。		会議の内容や検討経過などにより評価する。

適正処理の推進

方針	1 排出ルールの徹底	
	(1) 区民への周知	
	排出ルールの周知	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 啓発パンフレットの配布や区報・ホームページへの掲載を行う。		可燃ごみ中の資源化可能物等の割合により評価する。

方針	1 排出ルールの徹底	
	(2) 事業者への周知	
	大規模排出事業者への適正排出に係る普及啓発	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 事業用大規模建築物への立入検査を実施する。		立入検査の実績や改善等の内容に基づき評価する。

方針	1 排出ルールの徹底	
	(3) 不法投棄の防止	
	不法投棄の防止	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 不法投棄看板の配布、安全安心や古紙持去りのパトロールと連携した不法投棄の監視を実施する。		不法投棄物の回収件数実績などにより評価する。

適正処理の推進

方針	2 効率的な収集・運搬	
	(1) 収集・運搬業務の円滑な実施	
	効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 環境に配慮した収集車両の導入やエコドライブを実施する。		収集車両の導入数や消費燃料などにより評価する。
2) 都市整備公社などの民間事業者を活用した収集・運搬体制を実施する。		都市整備公社への委託の継続や新たな委託内容などにより評価する。

方針	2 効率的な収集・運搬	
	(2) 事業系一般廃棄物の収集・運搬	
	収集・運搬(許可)業者への助言・情報提供	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 収集・運搬許可業者への立入検査を実施する。		立入検査の実績により評価する。

方針	3 中間処理・最終処分	
	(1) 中間処理	
	清掃一組による共同処理	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 23区における共同処理体制を継続する。		-

方針	3 中間処理・最終処分	
	(1) 中間処理	
	資源回収物の中間処理	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 資源物の種類毎に適正処理されていることを確認する。		資源回収物の適正な処理と資源化の状況により評価する。

適正処理の推進

方 針	3 中間処理・最終処分	
	(2) 最終処分	
	東京都の最終処分場での処分	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 新海面埋立処分場での処分を実施する。		-

方 針	4 適正な処理費用負担	
	(1) 事業系ごみの処理	
	小規模事業者に対する排出指導	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) 適正な排出への指導を実施する。		指導件数や指導内容等により評価する。

方 針	4 適正な処理費用負担	
	(3) 区民・事業者への情報公開	
	清掃・リサイクル事業にかかる経費の公開	
取り組み内容（目標）		評価方法
1) ごみ処理経費やリサイクル経費を公表する。		公表の有無、経費削減状況等により評価する。

## 第6章 一般廃棄物処理の点検、見直し、評価

区の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化を図るために、毎年、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（P D C Aサイクル）を導入します。

### 6 1 一般廃棄物処理に関する評価

#### (1) 年度毎の評価

評価の実施は、毎年度に進捗状況の調査を実施している第5章のリサイクル推進計画の内容をもとに行います。

評価項目は、基本指標、モニター指標、取組指標をもとに行います。評価結果については、公表するとともに次年度の一般廃棄物処理実施計画に反映します。

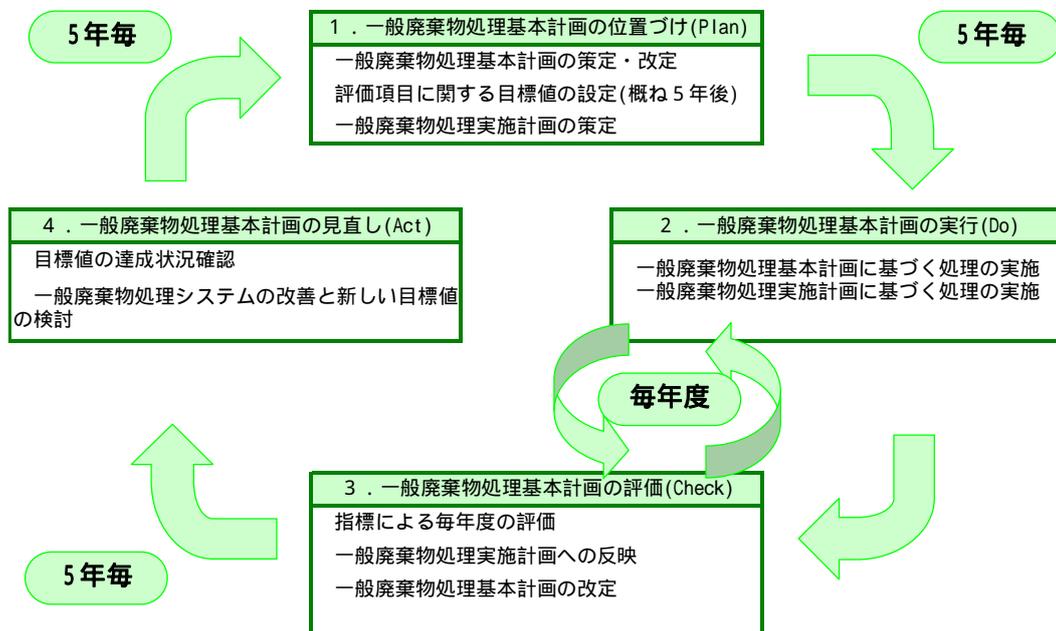
#### (2) 計画改定時の評価

概ね5年ごとあるいは諸条件に大きな変更があった場合には、一廃計画を改定します。改定に際しては、ごみ排出原単位調査やアンケート調査を実施し、家庭系・事業系の資源・ごみのフローなどを明らかにします。また、新たに導入した施策については、温室効果ガス削減量やコストについても評価します。評価結果は、一廃計画に反映します。

表 6 - 1 P D C Aサイクルの枠組み

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	区民や事業者の意識意向、区民1人1日あたりのごみ量や組成割合などを調査して実施します。
点検・評価の主体	担当課による内部チェックを基本とします。	担当課による内部チェックを基本とし、循環型社会推進会議の意見を聞きます。
点検・評価の項目	基本指標 区民1人1日あたりの発生量 区民1人1日あたりの収集ごみ量 区民1人1日あたりの資源総量 リサイクル率 持込ごみ量 モニター指標 最終処分量 温室効果ガス排出量 区民1人あたりの費用 資源・ごみ1tあたりの費用 取組指標 各施策の執行・達成状況	左記に次の項目を追加します。 ごみ・資源のフロー 家庭系収集ごみ量 事業系収集ごみ量 ごみへの資源物の混入量 行政の関与しないリサイクル量 区民の意識・意向 事業者の意識・意向 新たな施策の環境負荷評価 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に公表します。	区民に公表します。

図 6 - 1 一廃計画の見直しおよびP D C Aイメージ図



## 6 2 環境負荷の低減の評価

ごみ処理は、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に発生する事業であり、低炭素社会と統合した循環型社会を構築するためには、地球温暖化に対する影響を評価する必要があります。

そこで、分別回収している『容器包装プラスチック』とごみを減量した場合の二酸化炭素排出量を評価しました。

なお、評価は、日本容器包装リサイクル協会が検討を行った資料をもとに、一廃計画の独自方法により実施しています。

### (1) 容器包装プラスチックの分別収集の評価

平成 20 年度に実施した容器包装プラスチックの分別収集により、二酸化炭素排出量の削減について評価します。

#### 評価の対象

分別収集した場合は、収集・運搬車両、コークス炉化学原料化工程で排出される二酸化炭素排出量から、得られた化学原料を石油などから作る必要のない量を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

焼却処理した場合は、収集車両、焼却工程で排出される二酸化炭素排出量から、清掃工場発電することにより発電所等で不要となる発電量を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

#### 評価結果

分別回収した場合には、容器包装プラスチック 1kg あたり 0.48kg の二酸化炭素が削減されることとなります。一方、焼却した場合には、2.34kg の二酸化炭素が排出されることとなりますので、分別回収は焼却処理に比べて 2.83kg の二酸化炭素を削減することとなります。

平成 21 年度の容器包装プラスチックの分別回収量は 5,505t で、年間二酸化炭素削減量は 15,563t となります。これをスギ林(80 年生)の二酸化炭素吸収量に換算すると 53km<sup>2</sup> となり、練馬区の面積より広いスギ林面積に相当します。

表 6 - 2 分別収集による二酸化炭素削減の効果

項目	単位	量
年間収集量	t-プラ/年	5,505
プラ1tあたり二酸化炭素削減量	t-CO <sub>2</sub> /t-プラ	2.83
年間二酸化炭素削減量	t-CO <sub>2</sub> /年	15,563
スギ林(80年生)の二酸化炭素吸収量(注)	t-CO <sub>2</sub> /km <sup>2</sup> ・年	293
効果(森林面積換算)	km <sup>2</sup>	53

(注)(独)森林総合研究所資料よりスギ林(80年生)1haの1年あたりの炭素吸収量は0.8t、1km<sup>2</sup>に換算して二酸化炭素に換算(44/12を乗じる)すると293tとなる。

## (2) ごみ減量の評価

ごみ減量はごみ処理に伴う温室効果ガスの削減にもつながりますので、可燃ごみを減量した場合の温室効果ガスの削減量について試算します。

平成 21 年度から平成 32 年度の区収集ごみの減量目標は、区民 1 人 1 日あたり 81g/人日です。これを年間のごみ減量に換算すると 29.6kg になります。可燃ごみを 29.6kg 減らした場合の二酸化炭素削減量を試算します。

### 評価工程

収集車両、焼却工程で排出される二酸化炭素排出量から、清掃工場発電することにより発電所等で不要となる発電量を二酸化炭素削減量として差し引いて算定しました。

### 評価結果

可燃ごみ 1kg を焼却することで、0.19kg の二酸化炭素が排出されることとなります。収集ごみ量の減量目標は、平成 32 年度に平成 21 年度比で 81g/人日ですので、この目標を達成した場合には、区全体で 21,867t のごみ減量となり、二酸化炭素排出量に換算すると 4,155t となります。

これをスギ林(80 年生)の二酸化炭素吸収量に換算すると 14 km<sup>2</sup> となります。

表 6 - 3 ごみ減量による二酸化炭素削減の効果

工程	単位	量
可燃ごみ1kgあたりの二酸化炭素削減量	kg-CO <sub>2</sub> /kg-可燃ごみ	0.190
減量目標(1人1日あたり80g/人日)を達成した場合の1人あたりのごみの削減量	kg-可燃ごみ/年	29.6
平成32年度の推計人口	人	739,612
減量目標(1人1日あたり80g/人日)を達成した場合の練馬区全体のごみの削減量	t-可燃ごみ/年	21,867
ごみ減量による二酸化炭素削減量	t-CO <sub>2</sub> /年	4,155

## 第7章 生活排水処理

一般廃棄物であるし尿は、調理や洗濯等による生活雑排水とともに公共下水道によって処理されています。

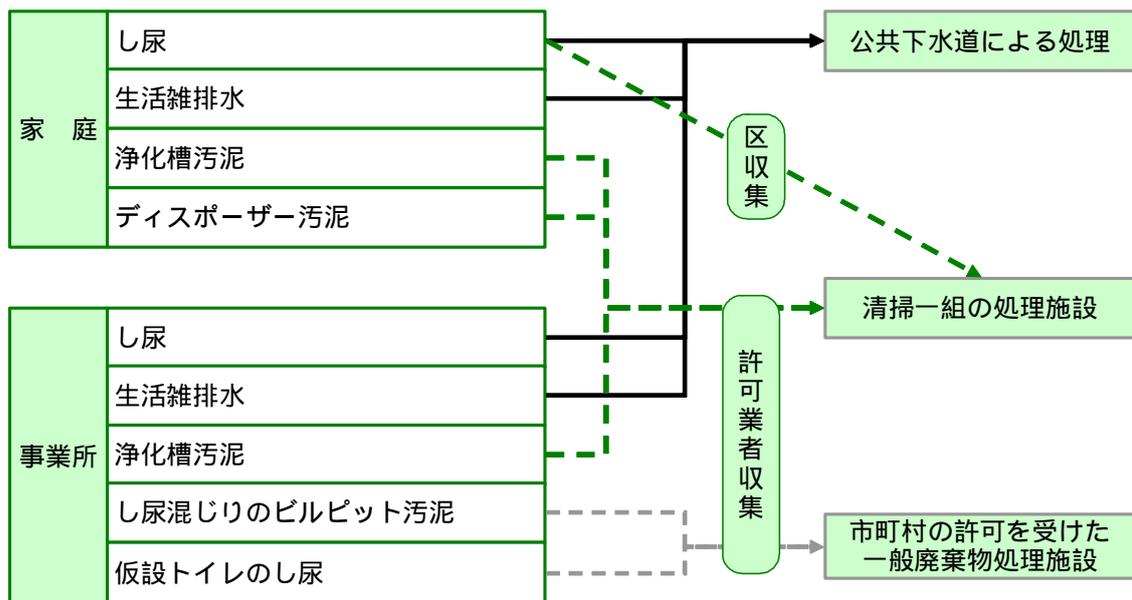
本章では、浄化槽汚泥や残存するし尿等の処理について示します。

### 7 1 生活排水処理の範囲および基本方針

区における生活排水は、公共下水道による処理を基本とし、今後とも引き続き公共下水道の充実に努めます。事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥および仮設トイレのし尿については、排出事業者の責任に基づき、練馬区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集運搬を行うものとします。

区における生活排水等の区分と処理については図7-1のとおりです。

図7-1 生活排水処理フロー



## 7 2 生活排水およびし尿の処理

公共下水道による処理の原則を堅持し、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独処理浄化槽の廃止に努め、生活排水の合併処理の完全普及を目標とします。

家庭から排出されるし尿の収集運搬については、区が実施します。

浄化槽汚泥については、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集運搬を行うものとします。

収集後のし尿・浄化槽汚泥は、清掃一組の施設で処理し、下水道に放流します。処理後の残さは焼却処理します。

表7 - 1 生活排水の処理目標

単位：人

項目	平成21年度	平成32年度
1 計画処理区域内人口(a)	693,078	739,612
2 水洗化・生活雑排水処理人口(b)	691,749	739,612
(1)公共下水道使用人口	691,749	739,612
(2)合併処理浄化槽使用人口	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	896	0
4 非水洗化人口(し尿くみ取り)	433	0
5 生活排水処理率(b/a)	99.8%	100.0%

平成21年度の計画処理区域内人口は、10月1日現在の住民基本台帳登録者数